慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古代地方寺院の性格と機能：地方豪族と住僧の検討を中心として
Sub Title	Characteristics and functions of ancient local temples : focusing on the examination of local powerful families and resident priests
Author	藤本, 誠(Fujimoto, Makoto)
Publisher	三田史学会
Publication year	2022
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.91, No.3 (2022. 10) ,p.1 (175)- 36 (210)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20221000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代地方寺院の性格と機能

――地方豪族と住僧の検討を中心として――

藤本　誠

はじめに―近年の地方寺院研究の動向―

古代日本の地方寺院については、近年までの考古学の発掘成果によって、七世紀後半から八世紀初が建立の画期であり、その多くが九世紀末頃までに廃絶したことが明らかとされている。[1] 建立背景については、大化元年（六四五）八月詔において天皇による造寺援助が宣言されたことや、天武十四年（六八五）に、諸国で家ごとに仏舎を作り、仏像と経典の礼拝供養を命じる詔などの国家的仏教政策の影響、近年では対外戦争や評制施行による在地秩序の動揺とも関わっていたことなどが指摘されている。[2] また最近の考古学の諸研究からは、各地域の瓦当文様の伝播・伽藍形態・立地などについての研究が深化しており、[3] 多岐にわたる議論が展開している。

その一方で、地方寺院の性格と機能については、文献史学と考古学双方のアプローチにより活発な議論がなされているものの、見解が分かれている問題の一つである。通説的見解としては、氏寺説がある。田村圓澄氏は、七世紀中葉以前の段階を「氏族仏教」と捉え、その根幹には、族長を中核とする氏族共同体が存在し、そこで族長は共同体成員に代わって、氏族的な祖先崇拝をする任務があったため、氏寺において「七世父母」の追善法会を主催したものと推測した。[4] また氏寺の定義については、「氏族の族長・氏上が建立し、その子孫により帰依相伝せられた寺をいう。氏神が氏族の守護神・祖霊神であったように、氏寺は氏族一門の現当二世の祈願所でもあった。[5]」としている。

さらに、田村説も含めて一九八〇年代前半までの研究

を整理した、速水侑著『日本仏教史　古代』によれば、氏寺の仏教とは、①飛鳥寺の塔心礎の舎利埋納品に、後期古墳の副葬品と同じものがみられることから寺院とは伝統的在来信仰を継承していたこと、②寺院は古墳の代替物ではないがその機能を継承するものであり、両者は族長層の共通の信仰基盤に共存していたこと、③飛鳥時代から奈良時代に至る仏教信仰の主流が「祖霊追善」であり、「七世父母」の文言は祖霊の観念を中軸としていたため、盂蘭盆会や灌仏会が仏教受容期の仏事となったこと、④「祖霊追善」は、地域共同体の族長層の祖先の霊を祀るという意味において、祖先神化した「氏神」の信仰に対応するものであったことなどの特徴があげている。(6) ただし、一九八〇年代以前の研究においても、高取正男氏は西琳寺の事例などから古代の氏寺が単一氏族のみの寺院ではなく、異姓者の多く参加するところであったことを指摘している。(7) 通説の氏寺説とは異なるが、西口順子氏は高取説を支持し、(8) 近年の三舟隆之氏の見解（後述）は、この流れを汲むものとして位置づけられる。

もう一つの地方寺院の性格を示す見解として、知識寺説がある。仏教信仰の知識結による寺院建立という視点は、夙に中井真孝氏によって示されていたが、(9) 具体的なレベルで研究を深化させたのが近年の中村英重氏の研究である。(10) 中村氏は、蘇我氏の氏寺が飛鳥寺、藤原氏の氏寺が興福寺とされてきたが、両氏と関わる寺院は氏を構成する家単位で建立した寺院が複数存在することや、「氏神」も含めて祖先信仰の成立時期が平安初期であることから、七・八世紀に宗教を媒介とした強固な氏族共同体が形成していたとは言えず、「氏寺」という表現の初見が九世紀初頭であることも含めて、通説の氏寺説は問題が多いとした。そのようなことから、氏寺とは、九世紀以降の氏族制の大きな転換期のもとで成立したものであり、それ以前に氏寺と呼称されてきた寺院は、実際は家寺ないし知識寺とみるべきものとしたのである。この見解は、通説の氏寺説に再検討を迫るものであり、特に中村氏による西琳寺を知識寺とする見解は、加藤謙吉氏・栄原永遠男氏にも支持・継承されている。(11) 最近では竹内亮氏により、出土文字史料の分析から七世紀後半における爆発的な地方寺院の造営を、地方有力者による「天皇の奉為」を理念とする知識結によってなされたものとする見解が出され、(12) 地方寺院全体の問題として敷衍化する視点が提起されている。

以上の大きく二つの見解がある中、三舟隆之氏は、通

説の氏寺論における「祖先信仰」を重視し、中井真孝氏によって論じられていた地域共同体と仏教の議論を踏まえて、氏寺とは、「血縁を中心とする同族集団（氏）に地縁的な擬制的集団を「知識」として加えて構成される」[13]ものであり、「血縁を中心とした地域的共同体の結束強化」[14]を目的としたものであったとし、総じて「檀越とその親族を中心としながらも擬制的同族関係も含みながら地域共同体の成員も含む寺院が、「知識寺」ではなく「氏寺」の本来の性格である」[15]との見解を示した。

確かに中村氏の知識寺説は、主に西琳寺を対象とした考察であったため概念化が不十分な部分もあった。しかし三舟氏においても、①「氏寺」の表現が平安初期に初めて見出されることの意味、②古代地方寺院の機能と関わる「地域的共同体の結束強化」の具体相、の二点について十分に説明されているとは言い難い。本稿では①についても触れるが、主に②を中心に考察を進めていく。

さて②の要因については、檀越となる氏族や周辺諸氏族と地方寺院との具体的な関係について、知識という抽象的な仏教信仰の概念や、擬制的同祖関係という表現で説明する点に起因するものと考える。例えば、西琳寺の場合については擬制的同祖関係を重視されているが、近年の氏族系譜の研究では擬制的同族関係の形成にも諸段階があり、それぞれの氏族系譜の形成には固有の歴史的背景が存在したことが明らかにされており[16]、擬制的同族関係であるからといっても仏教を媒介として結びつくことは、必ずしも自明のことではないように思われる。また知識結は、古代仏教を考察する上で有効な概念であるが、例えば近年、溝口優樹氏によって大野寺土塔の文字瓦の分析からなされているように[17]、知識結であることが確実な史資料から、その内部構造や具体的な結集原理も含めて考察する必要があると思われる。

そのような中、地方寺院を検討する分析視角については、既に川尻秋生氏により重要な視点が提示されている。氏は『近長谷寺資財帳』を分析することにより、近長谷寺では、正月悔過・二月悔過という法会を契機として、周辺の田堵層による除病延命・父母追善などのための土地施入がなされていたことを指摘し、この寺が周辺諸氏族の祖霊信仰を内包していたことを明らかにした[18]。このように周辺諸氏族がどのような形で地方寺院に関与し、それがいかなる意味をもっていたのかについての具体的な分析が不可欠であり、事例を更に積み重ねていく必要があると思われる。

筆者は前に複数の氏族による寺院への関与の事例及び、造営氏族以外の住僧が存在する事例とその意味について考察し、地方寺院が地域社会の秩序を維持する機能を有していたと推測し、問題点②と関わる地方寺院の性格を考察するための一視角を提示したが[19]、主に東国の地方寺院を中心とするものであった。本稿では、研究史上重要な西琳寺や他の事例を中心に考察し、地方寺院に関与する地方豪族と住僧に加え、仏教儀礼の側面も含めて、地方寺院の性格とその機能についての検討をしていきたい。なお、現在の地方寺院をめぐる議論は多岐にわたっており、上記の問題とも関わり、官寺と私寺の問題や、それと密接に関わる評・郡家周辺寺院の問題、さらには地方寺院の財物と檀越の家産の問題など多様な論点が展開しているが、本稿では上記の問題を論ずる中で、適宜その他の問題にも言及していきたい。

一、律令国家からみた古代地方寺院の類型と「氏寺」

『日本書紀』推古天皇二年（五九四）二月丙寅朔条には、「諸臣連等」が「君親之恩」の為に競って建てた「仏舎」を「寺」であると記されており、少なくとも古代において、寺院とは天皇や父母と関わって建立されるものとする認識が存在した。また国家は、七世紀後半段階から地方寺院に関わる複数の法令を出しており、国家が把握し管理すべきものとし見なしていた。本章では、まず『続日本紀』や『類聚三代格』などの主に国家側の史料から、八世紀前半における地方寺院の位置づけを確認し、つぎに九世紀以降に見られる「氏寺」についての国家側の認識を中心に見ていきたい。

（一）律令国家からみた八世紀前半の地方寺院

古代日本の地方寺院を論じる上での重要な史料が、寺院併合令と呼称されている『続日本紀』霊亀二年（七一六）五月庚寅条である。本史料の実効性には議論があるが[20]、少なくとも律令国家から見た地方寺院の様相をうかがうことができる史料である。まず前半部を掲出しよう。

詔曰、崇二飭法蔵一、肅敬為レ本、営二修仏廟一、清浄為レ先。今聞、諸国寺家、多不レ如レ法、或草堂始闢、争求二額題一、幢幡僅施、即訴二田畝一。或房舎不レ修、馬牛群聚、門庭荒廃、荊棘弥生、遂使下無上尊像永蒙二塵穢一、甚深法蔵不上免二風雨一、多歴二年代一、絶無二構成一、於レ事斟量、極乖二崇敬一。今故併二兼

数寺、合成二一区一。庶幾、同レ力共造、更興二頽法一。諸国司等、宜下明告二国師・衆僧及檀越等一、条一録郡内寺家可レ合并財物一、附レ使奏聞上。

前半部からは、この時期までの寺院の建立が、形式的に伽藍を整えることによって寺院として申請することにより、それが田地を得るための手段となっていたことがわかるが、国家はそのような寺院を認めず、「併二兼数寺一。合成二一区一」にし、「同レ力共造」ことが求められている。先行研究では、寺院建立が地方豪族の家産を維持するための手段であったことが指摘されているが、[21]『続日本紀』和銅六年（七一三）四月条では「諸寺田記錯誤」の改正、同年十月条で諸寺の「田野」で格の指定以上のものの「還収」などの法令が出されており、また本条の内容からも、少なくとも国家政策の原則としては、この時期以降、そのような目的での寺院建立が認められず、国司・国師によって寺の財産を管理する政策が進められるようになったと考えられる。七世紀代はともかくとしても、八世紀以降については三宝物の認識が浸透していったと想定されていることや、[22]『日本霊異記』の説話にみえるように、地域社会の寺院においても寺物を無断で用いることが問題となっていたと考えられることからしても、地方寺院が単に家産を維持するための手段として存続し続けたとは考え難いように思われる。

さて前半部で注目されるのは、国家側の視点から檀越の異なる数寺について、「財物」も含めて一寺に合わせることを命じたものであり、複数の氏族の関与する地方寺院の存在を前提としたものといえることである。本条の実効性を認めない見解もあるが、五年後の『続日本紀』養老五年（七二一）五月辛亥条には、「令下七道按察使及大宰府、巡二省諸寺一、随レ便併合上。」とあるように、全国的規模で行われている。また同天平七年（七三五）六月乙丑条には、「勅曰、先令レ并レ寺者、自レ今以後、更不レ須レ并。宜レ令三寺寺務加二修造一、若有二懈怠一不レ肯二造成一者、准レ前并レ之。其既并造訖、不レ煩二分析一。」とあり、約二十年後に出された寺院併合令の条件付き停止の法令においても、修造・造成をしなかった場合は「准レ前并レ之」とあることから、ある程度の実効性があり、かつその後に併合される可能性もあり得たことを示しており、寺院を併合すること自体の困難性が問題とされたわけではないことには注意すべきである。なお、この前半部は『類聚三代格』では削除されているため、弘仁格段階以前に失効したことがわかるが、荒井秀規氏は前述

の天平七年条により失効したものと推測しており、[23]従うべき見解と思われる。つづいて、詔の後半部をみていきたい。

又聞、諸国寺家、堂塔雖レ成、僧尼莫レ住、礼仏無レ聞、檀越子孫、摠二攝田畝一、専養二妻子一不レ供二衆僧一、因作二諍訟一、諠二擾国郡一。自レ今以後、厳加二禁断一、其所レ有財物田園、並須二国師衆僧及国司檀越等相対検校、分明案記、充用之日、共判出付。不レ得二依レ旧檀越等専制一。

ここで問題とされている寺院は、「堂塔雖レ成」・「檀越子孫」とあることからも建立後一二世代を経過した、おそらく七世紀末から八世紀初に堂塔伽藍が建立された寺院であり、前半部の寺院と区別されている。そのような地方寺院でも、檀越である氏族が寺院経営を専横していた様相がうかがえるが、「因作二諍訟一、諠二擾国郡一」といった文言からは衆僧側の組織も存在し、対立状況が想定される。すなわち、現実的にはこの段階には檀越の「専制」があったとしても、少なくとも表向きには寺院組織も存在し、本条を契機として俗人側の国司・檀越と、僧側の国師・衆僧が「相対検校、分明案記、充用之日、共判出付」とする手続きが進められるようになったと考えられる。その後も檀越の寺院資財の横領が問題となっているものの、かなり早い時期から国家的には地方寺院の財物等について、僧俗が区別された形で対応がなされていたことは注目されよう。後半部の内容は、『弘仁格』にも継承されていることからその後も有効法であり、九世紀以降も地方寺院の基本政策として位置づけられている。この事実は国家側が少なくとも九世紀以降における地方寺院については、特定の檀越氏族を中心とする寺院として認識していたと考えることもできよう。

以上から、八世紀前半の国家側からみた地方寺院には、A．複数の氏族が関与する寺院と、B．一氏族が中心となり代々継承される寺院という二類型が存在したことが想定できる。ただし、これはあくまで国家側からみた地方寺院像である。必ずしも二者択一の議論とせずに、諸史料にみえる地方豪族の寺院への具体的な関与のあり方や、地域社会における地方寺院の社会的機能の側面から考えていく必要があろう。

（二）「氏寺」史料の検討

本節では、主に国家側からみた「氏寺」に関する諸史料について改めて確認し、初出時期とその背景を考えて

いきたい。既に中村氏の指摘のあるように、[24]「氏寺」の初出史料は、つぎの『日本後紀』延暦二四年（八〇五）正月癸酉条である。

癸酉、制、定額諸寺、檀越之名、載在流記。不可輒改。而愚人争以氏寺、仮託権貴、詐称檀越、寺家田地、任情売買、事多姧濫。宜加禁断。

ただし本条には、元の史料と考えられる『類聚三代格』巻三・延暦二四年正月三日付太政官符がある。

禁断王臣諸家称為定額寺檀越事

右被右大臣宣偁、諸寺檀越、名載流記、已入定額、豈合輒改。如聞、五畿内及近江丹波等国、愚闇之徒仮託権勢、以寺私付王臣、即詐称為檀越、遂乃有犯之僧縦任三綱、寺田之類恣情売買、事多姧濫、深乖道理。宜厳禁断依旧改正、自今以後不得更然。若猶不悛録名言上。事縁勅語不得疎略。…

官符によれば、「五畿内及近江丹波等国」の定額寺において、「愚闇之徒」が王臣家と結びつき、詐って王臣家を檀越とすることにより、寺家の人事や経営に介入することが問題となっていたことがわかる。ただし官符には「氏寺」の表現はみられず、「氏寺」の表現は『日本後紀』編纂時の改変で初めて使用された表現である。周知のように『日本後紀』の編纂は、弘仁十年（八一九）から始まり、嵯峨・淳和・仁明の代替わりごとに編纂事業が仕切り直され、最終的に承和七年（八四〇）十二月九日に奏上されている。[25]記事内容がかなり省略されていることからも編纂者の手がかかっており、「氏寺」の表現は少なくとも弘仁十年以降の認識の反映とみられる。なお本官符において王臣家も関与していたことについては、別に考察が必要であるが、いずれにしても平安初期においては、畿内とその周辺の地方寺院に、中央・地方の諸勢力も関与していたことがうかがえる。

つづいて、もう一つの「氏寺」史料である、『日本霊異記』下巻二十三縁をみてみたい。[26]

用寺物復将写大般若建願以現得善悪報縁

大伴連忍勝者、信濃国小県郡嬢里人也。大伴連等、同心其里中作堂、為氏之寺。忍勝為欲写大般若経、発願集物、剃除鬢髪、著袈裟受戒修道、常住彼堂。宝亀五年甲寅春三月、倏被人讒、堂檀越所打損而死。〈檀越者即忍勝之同属。〉眷属議曰、「令断于殺人之罪」。故転不

焼失、点レ地作レ冢、殯収而置。然歴二五日一乃甦、語二親属一言、「（中略）爰三僧出来、問二忍勝一言、『汝作二何善一』。答、『我不レ作レ善。唯欲レ写二大般若経六百巻一故、先発レ願、而未二書写一』。于レ時出二三鉄札一、挍之如レ白。僧告之言、『汝実発レ願、出レ家修レ道。雖レ有二是善一、而多用二于住堂之物一故、摧二汝身一。今還畢レ願、後償二堂物一』。纔放還来、過二三大衢一、従レ坂而下。即見甦返。斯乃発願之力。用レ物之災、是我招罪。非二地獄咎一矣」。（後略）

本話は大伴連忍勝という自度僧が、大般若経の書写を発願して集めた物を用いたために、「忍勝之同属」である「堂檀越」によって殺害され、その際に「眷属」が相談して葬送の対応を取り決めていたところ、忍勝は地獄で大般若経書写発願の功徳によって罪を許されて、現世に戻るという内容である。本史料の仏教施設については、説話中にみえる「作堂」・「堂檀越」・「住堂之物」・「堂物」という表現が、『日本霊異記』のなかでは「作寺」「寺之檀越」「寺物」と対照的な表現であることや、本話が村落レベルの仏教施設の話であることから、正式な固有名称は「〇〇堂」であった可能性が高いことを指摘したことがある。[27] 問題となるのは、冒頭にある「大伴連等、同レ心其里中作レ堂、為二氏之寺一。」の一文である。本話は宝亀五年（七七四）の設定の話であるが、この文は冒頭において話の前提を説明するための一文であることが注意される。編者景戒が付した本説話の標題（タイトル）には、「寺物」という表現が用いられているのにも関わらず、説話内では「堂物」など「堂」固有の表現が用いられていることから本史料には原資料の存在が推測される。そうであるとすれば、冒頭の表現である「氏之寺」も景戒が編纂段階において説話内容を踏まえて用いた表現である可能性が高いと思われる。したがって、「氏之寺」の表現は、最終的な『日本霊異記』の編纂時期とされている弘仁年間に下るものと考えておきたい。

それ以外の「氏寺」の表現がみえる主な史料としては、『日本三代実録』元慶六年（八八二）八月二十三日壬戌条がある。本条は、散位従五位下宗岳朝臣木村等の言上により、建興寺は先祖である蘇我稲目が建立した寺であるので、宗岳氏が検領することを請うたのに対して、別当の伝灯大法師位義済が反論し、建興寺は推古天皇御願で建立されたのであり、「不レ可レ為二宗岳氏寺一明」と主張して認められているという内容である。

このような檀越である氏の寺院への関与と関わって注

目されるのが、『延喜玄蕃寮式』66定額寺別当条に、「凡諸定額寺別当、元来依二官符一任者、有レ闕則檀越氏人等、択二定能治可一レ称之僧一、連署陳二牒郡司一、郡司牒二送講読師一、講読師修レ状、牒二送国司一、国司申レ官補任。」[28]とあることである。ここでは、檀越である氏人が別当僧の人事に関与することが定められている。本条文は、『類聚三代格』巻三・延暦十五年（七九六）三月二十五日官符の「其任二三綱一者、依二檀越・衆僧請一、国司覆勘宛任。」に淵源とすると考えられるが、そこに「氏人」の表現は見られず、直接的には貞観期以降に成立した内容とみられる。

また、『続日本後紀』承和四年（八三七）五月己巳条の、「近城諸寺、住持寂絶、淫濫屡聞、詔定二別当一、令二其糺正一、以二文武官五位中明察鯁直者一、充レ之。」との記事も重要である。岡野浩二氏は本条について、内容は僧侶の濫行の検察、寺院資財の監督のために、五位の賢明な者を派遣するというものであり、元々檀越氏族を無条件に氏寺の俗別当にするというのではなかったが、実際には檀越氏族の人物が俗別当に補任されたことから、その後に氏寺の管理権を保証されたとの拡大解釈が生まれ、やがて檀越氏族が官牒による認証なしに俗別当を自称するようになったことを指摘している。[29]すなわち、九世紀前半以降に「氏寺」の表現が出現するようになり、国家側からも定額寺別当の補任について、檀越である「氏人」の寺院への関与が制度的に定められ、更に俗別当が制度化されたことが確認できる。おそらくこれらの政策をも契機として、檀越になる氏が独占的に寺院経営に関与するようになったことが想定されよう。

また一方の氏族側の背景を考える上で示唆的であるのが、『日本後紀』延暦十八年（七九九）三月丁巳条である。

丁巳、正四位下行左大弁兼右衛士督皇太子学士伊勢守菅野朝臣真道等言、己等先祖、葛井、船、津、三氏墓地、在二河内国丹比郡野中寺以南一、名曰二寺山一。子孫相守、累世不レ侵、而今樵夫成レ市、採二伐冢樹一。先祖幽魂、永失レ所レ帰、伏請依レ旧令レ禁。許レ之。

本条は、船氏等三氏を檀越とする野中寺の南にある「寺山」は「三氏墓地」であったが、樵に伐木されているため禁じて欲しいと菅野真道が言上したものである。この三氏は野中郷に居住し生活圏を共有した百済系フミヒト集団が擬制的な同族関係を結んだものであり、同族

組織の形成は七世紀後半と考えられているが[30]、この三氏の関係は八世紀後半にさらなる展開をみせ、津氏を中心に『日本書紀』の系譜に造作を加え、辰孫王後裔氏族の系譜を創作したことが推測されている[31]。本条はこの流れの中にあり、この時期に新たな祖先や系譜の成立と関わり、寺院に付属する墓地が整備されたと考えられるとすれば、野中寺も三氏の祖先を供養するための氏の結集の拠点として、改めて位置づけ直されたものとみなせよう。なお、この三氏については、『日本三代実録』元慶元年（八七七）十二月十六日条に、禅院寺を元興寺別院とする内容と、船・津・葛井の三氏が菅野朝臣へ改姓した内容が併記されている記事があり、岡野氏により、擬制的同族関係（複合氏族）が、菅野朝臣の氏姓に統合することで、禅院寺の檀越としての地位を国家から公認されたことが指摘されている[32]。いずれにしても、このような八世紀末以降、九世紀にかけて展開した、氏族による氏の再編と連動した国家側からの僧俗別当制と関わる「氏人」の位置づけが「氏寺」概念の成立と関わっていた可能性があろう。

以上、本章では、国家側からみた地方寺院について検討し、氏族の関与のあり方から二類型が想定できること、また「氏寺」の概念が、九世紀前半以降にみられる表現であり、これまでも指摘されてきたような氏族制の再編と関わることに加え、それと連動するかのように、定額諸寺における「檀越氏人」の関与が別当制と関わり徐々に法制化されていったことなど、国家的に規定された「氏人」と寺院の関係も成立背景の一つであった可能性を指摘した。

二、西琳寺における造営氏族と諸氏族

（一）西琳寺の古伝承と「二種智識」

本章では、地方寺院への地方豪族の関与のあり方を検討するために、研究史上、最も重要な位置にある西琳寺の造営氏族や関係する諸氏族について、『西琳寺文永注記』（『河内国西琳寺縁起』[33]、以下『文永注記』）から考察していきたい。本史料は、文永八年（一二七一）に西大寺僧で西琳寺の住職を務めた惣持が、西琳寺伝来の文書・記録類を抜粋してまとめた寺誌であるが、惣持は当時現存したものに手を加えずに転記し、朱筆で傍注を加えていることが指摘されていることからも、使用に耐えうるものを考えられる[34]。そこに記されている「天平十五年□□□□（十二月晦）日記」をみると、以下の記述がある（／は改

行を示す。以下同じ）。

西林寺〈古市寺〉／右寺縁起奉為　志貴嶋大宮□□（御字）／天忍羽廣庭天皇己卯年九月七日始a□□（大山）上□（文）首／阿志高将率諸親属等　仕奉此寺幷阿弥陀／丈六仏像（中略）／宝蔵安置金銅弥陀〈居長一／尺六寸〉□（光）銘云／（中略）／b書大斯高君子支弥高□□□□□□□（首修行仏法草創）□□□（西林寺）／復以子梅檀高首・土師長兄高□□□□□□（漢羊古首韓会古）□首／敢奉塔寺宝元五年癸未正月□□□（二種智）識敬造弥陀／仏像幷二菩薩、c願此功徳現世親族福延万世七世〈父母随意住含霊之類同斯福力〉

傍線aからは西琳寺が、欽明朝に「文首阿志高」が「諸親属」を率いて、この寺と阿弥陀丈六仏像に「仕奉」するために建立したとする伝承があったことがわかり、傍線bからは阿弥陀仏像の「光銘」には、書大斯高君の子の支弥高首が仏法を修行して西林寺を草創（発願）し、書大斯高君あるいは支弥高首の子の梅檀高首と土師長兄高連・羊古首・韓会古首が「塔寺」を建立し、宝元五年（斉明五年の可能性）正月に「二種智識」として阿弥陀像と二菩薩像を造ったことがわかる。[35] 土師長兄高連は西文（書）氏の姻族とみられ、[36] 西琳寺は文（書）氏と土師氏が関わって造営されたという伝承も存在したことがわかる。このうちaの伝承については、造像銘記の作成後に西琳寺の草創を仏教伝来時まで遡らせる意図から加えられた造作であると推測されているが、[37] 氏姓の表現方法からすれば天武十二年～十四年以前に遡るものと考えられている。[38] 以上から古い建立伝承として、a・bの二系統が存在していたことがわかる。ところでbでは、「二種智識」が、造寺ではなく造像に関わる部分のみに用いられていることが注意される。この表現から西琳寺は知識寺と位置づけられてきたが、厳密には造像部分のみに「智識」という表現が用いられているのであり、少なくとも造営氏族にとっては知識寺という認識はなかったといえるのではなかろうか。[39] また傍線cのように、「現世親族」「七世父母」とともに、「含霊之類同斯福力」とあることが注意される。大乗仏教の定型表現ともいえるが、古い伝承の段階から、多くの人々の救済と関わる論理が願文として示されていることが留意されよう。

（二）西琳寺の檀越と関係諸氏族

まず、西琳寺の檀越についてみていきたい。西琳寺の寺職をまとめた『文永注記』「寺官事」の「檀越」の項目をみると、浄野・文・板茂・武生・蔵の五氏が見え、

注として「諸帳に多に有り」とある。「諸帳」とは天平十五年帳から延喜十九年帳までに記載があったことを示すものであり、複数の氏族が檀越として関与していたことが知られる。このうち清野氏については、井上光貞氏によって、おそらく延暦十年より十六年までに文宿禰氏の全部か中心的な一部が改名したものと指摘されているように、[40]西文氏と同族であった。ただし氏は、蔵（史・首）・武生（連）も文（忌寸・宿禰等）氏と血縁であるとしている。[41]しかし近年加藤謙吉氏は、三氏が本来強固な血縁的関係で結ばれていたとするならば、天武朝以降、三氏のカバネにこれほどの違いが生じるとは考え難く、出自（百済系）、拠点・居所（古市郷）、職掌（フミヒト）という三つの結合要素によって成立した擬制的な同族関係として理解すべきであることを指摘している。[42]

また板茂氏については、フミヒト系の氏族ではあるが、中国系百済人の楊氏の出身であったことが推測されており、西文氏の配下ではあっても擬制的同族関係にはない。[43]注目されるのは、「承安元年（一一七一）七月僧慶深〈常光房〉記」に、来朝して文の姓を賜った百済国の王子が、晩年仏道に入り、王子が板茂翁連の宅に寄宿したことを記し、その後七姓の人とともに西琳寺を建立した伝承をあげていること（後述）である。短文ではあるがこのような当初の建立とは異なる仏教的伝承の形成を媒介として、板茂氏が檀越に加わった可能性が考えられよう。[44]本伝承は、七姓の人に清野氏が含まれることからすれば延暦年間以降の伝承であり、文氏が俗別当として西琳寺の経営を独占する十世紀以前に成立したと推測される。とすれば八世紀末には、血縁や擬制的同族関係も含む「祖先信仰」とは異なる結合原理が存在したことになる。すなわち、檀越に板茂氏が加わっている事実は、八世紀末には西琳寺がフミヒト系諸氏族を中心としながらも、多様な結合原理によって結集した地方寺院であったことを示すものといえよう。

つぎに、その他の関係氏族について、「承安元年七月寺僧慶深〈常光房〉記」にみえる、次の記述から考えていきたい。

昔百済国王子西来仕レ朝、一巻之書指腰之故／賜レ姓称レ文、晩厭二栄花一、入二于仏道一、寄二宿板茂翁連／之宅一、語二七姓人一、建二立当寺一。巨勢・金集・清内・清野／茅原・板茂・文也。云々。

このうち文・清野・板茂については檀越であったが、この伝承からは他の氏族も建立氏族として位置づけられ

ている。ここで注目されるのは、近年加藤謙吉氏によって考察が深められた「野中古市人」という集団である。「野中古市人」とは、互いに隣接する河内国丹比郡野中郷と同国古市郡古市郷を本拠地とした河内の百済系のフミヒトの中核的位置を占め、フミヒトの全体的組織においても主流を構成した集団であり、歌垣に象徴される独自の伝統文化を守る集団でもあったことに特徴がある。[45] 史料的には、『令集解』喪葬令親王一品条「古記」に、遊部の説明として「但此条遊部、謂、野中古市人歌垣之類是。」とみえ、『続日本紀』神護景雲四年（七七〇）三月辛卯条に、「葛井、船、津、文、武生、蔵六氏男女二百三十人供二奉歌垣一。」とある。氏によれば、系譜的には、A．王仁後裔氏族（西文首・馬史・馬首・蔵史・蔵（倉）首）、B．辰孫王後裔氏族（船史・津史・白猪史）、C．陳思王植後裔氏族（（野中）川原史・筑紫史）、D．不詳（金集史・（穴太）野中史）などに分裂していくが、八世紀後半においても歌垣の奏上を通して、なお連帯を保っていたと指摘されている。[46] その他の「七姓人」である氏族をみると、金集氏についても「野中古市人」を構成した一氏であったと推測され、[47] 加えて西文氏と擬制的同族関係にある前述の武生氏や蔵氏も「野中古市人」であった。そうであるとすれば、西琳寺の結合原理として、「野中古市人」であったことも重要な位置を占めると言えるであろう。

ただし、そこにも含まれない氏族が存在する。茅原氏については、茅原を草原（カヤハラ）と訓み、河内国石川郡の住人と考えられているが、[48]「五間四面堂」の注記として、「茅原堂」という堂舎が西琳寺内に存在したと想定されることが注目される。『文永注記』「堂舎事」に見える建造物は、基本的に「天平十五年帳」以降「延喜十九年帳」までの記載がまとめられているが、その中に「五間四面堂〈延喜十九年帳云大破不用〉『今只残礎石古老相伝号茅原堂』」・「三昧堂〈長久五年帳在之已前ニハ不見〉『先年有議移于茅原堂跡』」（『　』内は朱書）とあり、惣持による朱書の注記として「茅原堂」がみえる。「三昧堂」の注記には「先年」に合議をして「茅原堂跡」に移したとあるので、少なくとも惣持の時代には「茅原堂」がかつて存在したと考えられていたといえる。「堂舎事」にみえる施設の並びは、主要伽藍（金堂・宝塔・講堂・歩廊・中門・岡田堂・五間四面堂・三昧堂・鐘台・瓦葺双倉・食堂・僧坊・小子房）から、門・築垣・庁屋・湯屋・屋倉・東西客房という外郭や経営施設

という順番になっているが、「五間四面堂」は岡田堂とともに伽藍の中核施設の次に位置する。また「延喜十九年帳」には大破とあるが、延喜十六～十九年の頃には金堂・歩廊などが大破、宝塔・講堂・中門・食堂・鐘台・東西僧坊・東西小子房などが中破となっており、十世紀初頭における西琳寺の主要施設の衰退が想定され、茅原堂も軌を一にしている。そうであるとすれば、茅原堂が西琳寺の主要施設の一つとして機能していた可能性が高く、茅原氏を建立氏族とする伝承があることからも、茅原氏が茅原堂の造営・運営に関与していたことが推測できよう。ここから少なくとも十世紀頃までは、寺内に各氏族が堂舎を造営するという形での西琳寺への関与のあり方が指摘できるのではなかろうか。

同様の事例としては、岡田堂がある。『文永注記』に「岡田堂〈延暦十九年帳云中破／長久五年帳云猶在〉」とあることから、長久五年（一〇四四）段階まで存在していたことがわかり、「茅原堂」よりも確実な事例である。岡田堂については、河内国志紀郡に居住していた西文氏管轄下のカワチノフミヒトである岡田史氏が堂の造営に関与した可能性が想定されており、[49] 檀越とされている氏族以外にも、寺内に氏の名を冠した関係氏族の堂舎を造営することによって寺院内の仏教活動に関与することがあったといえよう。また両者は氏族名を冠していることからすれば、各氏族の祖霊信仰とも関わる可能性があろう。

以上から西琳寺には、檀越である氏族については、文氏を中心としながらも、「野中古市人」と関わる氏族や、様々な結合原理によって結集した氏族など、複数かつ多様な氏族が存在した。[50] また檀越以外の諸氏族の具体的関与も確認できた。以上からすれば、西琳寺に関与した諸氏族には各氏族による個別的な結合原理と、固有の歴史的背景が存在したと考えられ、西琳寺には文氏や同族の「祖先信仰」のみに収斂されない、地域社会の諸氏族と関わる統合機能があったと想定されるのである。

三、地方寺院の造営氏族と諸氏族

（一）多度神宮寺・浄水寺等と諸氏族の関与

本章では、西琳寺以外の地方寺院における諸氏族の造営等への関与のあり方を考えていきたい。『多度神宮寺伽藍縁起并流記資財帳』（延暦七年（七八八）成立）[51] によれば、多度神宮寺は、天平宝字七年（七六三）に満願禅師が居住して阿弥陀の丈六仏を作ったときに、多度神

が神身を離れて三宝に帰依したいと託宣したため、神坐山の南辺を伐採して小堂と神像を造り、多度大菩薩と称したことに始まる。その後、伽藍造営と関わるつぎのような内容がある。

次当郡主帳外従七位下水取月足、銅鐘鋳造并鐘台儲奉レ施、次美濃国近士県主新磨、三重塔奉レ起、次宝亀十一年十一月十三日、朝廷使令二四人得度一、次大僧都賢璟大徳、三重塔起造既畢、次天応元年十二月始、私度沙弥法教、引二導伊勢・美濃・尾張・志摩并四国道俗知識等一、造二立法堂并僧房・太[ママ]衆湯屋一、迄二于今日一遠近修行者等、作二備供養行事並寺内資財一、顕注如レ件。

多度神宮寺の伽藍の建立は、まず桑名郡主帳の水取月足が銅鐘と鐘台を施入し、つぎに美濃国の優婆塞（近事）県主新磨が三重塔を立て始め、つづいて大僧都賢璟によって三重塔が完成した。最後に私度沙弥法教が「四国道俗知識等」を引導して、法堂・僧房・大衆湯屋を造立したことがわかる。水取氏のみならず県主氏が『御野国加茂郡半布里戸籍』に主帳としてみえることから、地方寺院の建立に周辺の郡司氏族が関わった事例といえる。また大僧都賢璟は尾張国荒田井直氏出身であり、出身氏族との関係で関与した可能性が高い。[52] 以上から多度神宮寺が複数の地方豪族の関与により、段階的に整備されていったことがわかる。おそらく宝亀十一年に朝廷により得度が許された四人も、これらの地方豪族出身の僧侶も含まれていたことが想定できよう。

つづいて願文部分には以下のようにある。

伏願、私度沙弥法教并道俗知識等、頃年之間、構二造法堂・僧房・太[ママ]衆湯屋一、種々所レ修功徳、①先用廻二施於多度大神、一切神等一、増二益威光一、永隆二仏教一、風雨順序、五穀豊稔、速截二業網一、同致二菩提一、②次願聖朝文武、擎二水滴善一、動二乾坤誓一、千代平朝、万葉常君、③次願遠近有縁知識、四恩、済挺二塵籠一、共坊（弱ヵ）二覚者一、現在法侶等、同蒙二利益一、遂会二界外輪際有頂一、早離二閻浮一、倶奉二極楽一、

まず①で、多度大神と地域の一切神に功徳を廻らし、威光を増益すること、さらに「風雨順序、五穀豊稔」が願われており、地域全体にかかわる利益が発願されていることが注目される。つづく②では、天皇に水の献上をしていた伊勢・美濃の地方豪族層に関わり、君臣秩序の安定を願う意義が込められたものであることが指摘され

ており、[53]伽藍造営に関わった郡司層の願いが反映したものとみられよう。そして③では、遠近有縁の知識と共にすべての生ける存在の極楽往生が願われている。以上からすれば、①の神々の威光増進と五穀豊穣が最も重要な部分と認識されていたと考えられ、それに付随するものとして檀越氏族の個別的な願いを含んだ②がある。さらに③の部分は、内容的には大乗菩薩行の実践に関わる定型的な内容であるが、「遠近有縁知識」という具体的な文言が含まれていることが注目される。多度神宮寺には、資財に「画像阿弥陀浄土〈三副〉」があり、「同法」のための「阿弥陀悔過」を行うための出挙がなされていたことからも、知識の追善悔過仏事が恒例行事として行われていたことがわかり、願文の極楽往生が実質的な意味をもつものであったと考えられる。つまり多度神宮寺は、現世での地方豪族を中心とする地域社会の安寧から、地域の人々の死後の救済までも関わっていたと推測されるのである。[54]これまで多度神宮寺については、神仏習合の神宮寺として通常の地方寺院とは異なる扱いがなされてきた傾向があるが、多度神宮寺の造営のように複数の地方豪族が関わる寺院についても地方寺院の一類型として位置づけることが可能である。[55]また願文の①の五穀豊稔や③の側面は、伊勢国の近長谷寺の正月悔過・二月悔過、後述の肥後国浄水寺の吉祥悔過・盂蘭盆会などにも通じるものであり、②の側面は次節で述べる郡名寺院における郡司層の関与とも通じるものである。すなわち、古代地方寺院の性格は、少なくとも特定の檀越氏族の祖先信仰に収斂されるものではなく、複数の氏族が様々な形で関与し、総じて地域社会の五穀豊穣や、寺院に関与する多くの氏族や人々の極楽往生・追善供養など、地域全体の利益に関わる祈願の場として機能していたといえよう。

つづいて、肥後国の浄水寺の事例を見ていきたい。浄水寺は、『日本後紀』天長五年（八二八）十月乙卯条で定額寺となったことが知られる地方の有力寺院であり、熊本県宇城市豊野町の下郷神社と薬師堂の境内にある古跡群がある。その中の一つである『浄水寺燈籠竿石銘文』[56]をみると、

奘善和上／御願造奉／燈楼一基／延暦二十年七月十四日／真上日乙／肥公馬長／化僧薬蘭

とある。ここからは、奘善和上がかつて発願した燈楼一基が完成したため、延暦二十年七月十四日に真上日乙・肥公馬長及び、化主の僧である薬蘭によって、それを浄水寺に奉納したことがわかる。奉納月日は盂蘭盆会の前

日であり、盂蘭盆会における奘善の追善供養に合わせて奉納されたものと想定される。[57] ここに見える真上氏と肥公氏は、浄水寺の檀越と推測され、[58] 両氏族とも十二世紀末に在庁官人として名がみえることから、九世紀段階においても郡司層であった可能性が高いと考えられている。[59] この二氏が地域の有力氏族として浄水寺に関与していたと推測されよう。また後述の『浄水寺寺領碑』には、寺院内に「僧薬蘭之私伽藍地」が存在し、「寂岡院」と呼称されていたことがわかる。西琳寺を参考にすると、薬蘭の施設が「私伽藍」として寺院内に置かれていた事例となる。当時の僧侶が出身氏族との関わりが深いことからすれば、他の氏族と関わる施設とも位置づけることができるのではなかろうか。

つづいて、『浄水寺寺領碑』第三面（天長三年（八二六）二月三日成立）を掲出しよう。[60]

又十二条苗瀬里卌五□□□□

□(盂)蘭盆会料之代十二条上瀬田里九山田相替有

十□条苗瀬里一山田一町右定▽(吉ヵ)生悔過料五段

修理料五□(段)

□□□十四条三家里二師田□段同里四墓門田一段七十二歩

山家里三□三百八十八歩定浄水寺布薩田如件

寂岡院者僧薬蘭之私伽藍地成如件

天長三年二月三日

本史料によれば、浄水寺は、盂蘭盆会料・吉生悔過料（吉祥悔過料）・修理料・二師田・四墓門田・布薩田など、特定の法会や行事に使用するための財源として寺田を設置していた。永続性を志向する石碑に刻まれていることや、仏教儀礼の恒常的経費の財源であることからすれば、吉祥悔過と盂蘭盆会などの法会は、浄水寺において年中行事として成立していたことを意味する。吉祥悔過とは、『金光明最勝王経』「吉祥天女品」「大吉祥天女増長財物品」に基づいて行われた悔過儀礼のことで、正月七日から十四日に行われ、吉祥天に悔過することにより国家安泰・五穀豊穣を祈願ための儀礼であり、国家的には『続日本紀』神護景雲元年（七六七）正月己未条より開始されたものである。[61] ただし、『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）正月丙寅朔条に、「始レ従二元日一七七之内、令三天下諸寺悔過、転二読金光明経一。又禁二断天下殺生一」とあり、同天平宝字三年（七五九）六月丙辰条にも、文室真人智努と少僧都慈訓の意見封事として、「天下諸寺、毎レ年正月悔過、稍乖二聖願一、終非二功徳一」とある。後

者は『類聚国史』では吉祥悔過の項目に入れられていることから、天平勝宝元年以降には、天下の諸寺において吉祥悔過が行われていたことが推測されている[62]。したがって、地方有力私寺においては、五穀豊穣を祈願する吉祥悔過が八世紀半ばから行われていたことが想定され、浄水寺の吉祥悔過がその一例であるとすれば、ある程度、地方寺院一般に敷衍化することが可能であろう。

盂蘭盆会は陰暦七月十五日を中心に行われる祖霊追善の仏事のことで、西晋の竺法護が漢訳したと伝えられ、中国で作られた偽経とされる『盂蘭盆経』に依拠して、現在の父母や七世父母の追善供養をおこなう法会である。古代日本では、七世紀の推古朝に四月八日の仏誕会と七月十五日の盂蘭盆会を一体のものとして受容され、支配者集団の君臣統合の儀礼として機能していたとされている[63]。その後も中央豪族や王権で受容されていたことが確認でき、八世紀には東大寺や大安寺でも大規模な年中行事として催されていた[64]。地方寺院における盂蘭盆会の実施は、浄水寺碑が早い事例であるが、盂蘭盆会と密接な関係がある安居や安居会は、七・八世紀段階から行われていたと考えられ、八世紀には畿内周辺に本貫をもつ下級官人層まで、追善供養仏事が受容されていたことが明らかにされていることからも、比較的早い段階で行われていた可能性が高い[65]。

上記の法会と関わる可能性があるものとして、『浄水寺寺領碑』の第二面には「□松岡田一町四段此者故僧□□師所進」とあり、「故僧□□師」が寺田を施入していたことが注意される。施入された寺田は、願文が残されていないため具体的には不明であるが、石碑に記されていることからすれば、「故僧□□師」はおそらく永続的な一族の追善供養のために寺田を施入した可能性が高いと思われる[66]。他の事例としては、『広隆寺資財交替実録帳』がある。そこには多数の施入者を記した寺田畠の記載がみられるが、更に「人々田畠并位田等施入書」の記述が確認できる。また寺田の注記には施入されたことを示すと思われる「請入」の文言が多数みられる。注目されるのは、「卅六二段〈畠、所謂悔過畠也図未載〉」、「百八十歩誦経畠也図未載」と仏教儀礼と紐づく施入があることである。『観心寺資財帳』にも一例のみではあるが、「台沙弥丸等、為成七世父母仏道、承和十二年正月十日施入」の「地一町」が存在する[67]。加えて末尾に承平七年（九三七）の年紀のある『信貴山資財宝物帳』には、「諸檀越施入　山地田畠等、〈在各相副公験〉」とあり、十人

の檀越による大和国と河内国の山田畠地の施入が記されている。[68] 総じて狭い面積のものが多く、他の地方寺院に施入の田畠の傾向と一致する。既に指摘のあるように、[69]『近長谷寺資財帳』に正月悔過・二月悔過のための多数の田畠地施入の事例が、諸氏族の追善供養を内包していたことが想定されることからすれば、他の地方寺院においても同様の状況が推察されよう。

（二）郡名寺院の檀越と郡司層

本節では、武蔵国多磨郡の郡名寺院・多磨寺と関わる『日本霊異記』中巻九話「己作レ寺用二其寺物一作レ牛役縁第九」を検討することにより、郡名寺院に関与する郡司層の氏族について考えていきたい。

大伴赤麻呂者、武蔵国多磨郡大領也。以二天平勝宝元年己丑冬十二月十九日一死、以二二年庚寅夏五月七日一生二黒斑犢一、自負二碑文一矣。探二之斑文一謂、「赤麻呂者、檀二於己所一造寺一、而随二恣心一、借二用寺物一、未二報納一之死亡焉。為レ償二此物一故、受二牛身一」者也。a於レ茲諸眷属及同僚、発二慚愧心一、而慓无レ極。謂、作レ罪可レ恐、豈応レ无レ報矣。b此事可レ報二季葉楷模一。故以二同年六月一日一、伝二乎諸人一矣。冀无二慚愧一者、覧二乎斯録一、改レ心行レ善、寧飢苦所レ迫雖レ飲二銅湯一、而不レ食二寺物一。古人諺曰、「現在甘露未来鉄丸」者、其斯謂之歟。誠知、非レ无二因果一。不二怖慎一歟。所以大集経云、「盗二僧物一者、罪過二五逆一云々」。

本話は、多磨郡大領の大伴赤麻呂によって建立された寺院において、赤麻呂が寺物を借りたまま返さなかったため、寺の牛に転生したという話である。赤麻呂が建立した寺院については、武蔵国衙関連遺跡（京所地区）から「多寺」「□摩寺」という刻書土器が出土していることから、多磨郡の郡名寺院である多磨寺であったと推測されている。[70] また京所地区の北に隣接した場所から「多研」と墨書された硯が出土したため、郡家も近傍に存在した可能性が想定されている。すなわち、多磨寺は郡家周辺寺院でもあったと考えられる。

さて説話をみると、傍線bのように、「諸人」に伝えるために創られた「季葉楷模」「斯録」の表現がみられ、説話末の説示が複数付けられていることからも、本話には原資料が存在したと考えられる。そして内容で注目されるのは、赤麻呂が寺物の未返済のために牛に転生した時、傍線aにあるように「諸眷属及同僚」が「慚愧心」

を起こしていることである。このことは両者が寺に関与していたことを示すものであろう。特に注目されるのは「同僚」の表現である。「同僚」については、『続日本紀』養老五年（七二一）正月己酉条に、「己酉、制、諸司官人、於本司次官以上致敬、常所聴許。自今以後、不得更然。若違此旨、一人到卿門者、到人解官、同僚降考。」とある。これは本司次官以上に拝賀・敬礼の類をなすことを禁じ、もし一人が長官の門に拝賀・敬礼などのために到った場合は、当人は免官し「同僚」は考第を降すというものである。また同延暦三年（七八四）十一月庚子条には、諸国司による林野を広く占めての私営田・墾田を禁じ、もし違反した場合は、没官の上、見任を解き、違勅罪を科すという法令がみられるが、そこに「夫同僚并郡司等、相知容隠、亦与同罪。若有人糺告者、以其苗子、与糺人。」とあり、「同僚」と郡司等が事情を知りながら黙認すれば、同罪とすることが記されている。ここにみえる「同僚」は、いずれも「職場または役目・地位などが同じであること。また、その人。同役。」[71]という意味であり、同僚にそれ以外の用法は見られない。同時期の用法からすれば、『日本霊異記』中九の「同僚」は、赤麻呂と同僚の郡司を意味すると考えられる。[72]そして、「同僚」と記されていることを重視すれば、彼らは郡司として寺院に関与していた事例となろう。

このような郡名を冠する寺院や、郡家（郡衙）に隣接あるいは周辺に立地する寺院については、研究史上は、「郡寺」・「評・郡衙周辺寺院」・「評・郡家周辺寺院」などと呼称され、その機能が議論となっており、考古学の立場からは山中敏史氏がこのような寺院に公的性格・準官寺的性格を推測している。[73]文献史学の立場からは、川尻秋生氏によって宮都と寺院との密接な関係が郡家と郡家付属寺院へと系譜的に継続したものとし、両者に深い関係を認める見解が出され、[74]また須原祥二氏によって郡内の政治秩序の多極化を指摘しながらも郡家付属寺院として公的性格を支持する見解[75]なども提起されている。その一方で三舟隆之氏は、氏寺論の立場から公的・準官寺的性格説を批判している。[76]しかし、上記の議論は必ずしも二者択一と考えなくても良いように思われる。中九の事例では、郡司の職掌として仏事はないため、確かに「同僚」の関与は公的なものとすることはできない。[77]けれども、「同僚」（郡司）として多磨寺に関わっていたとすれば、多磨寺は多磨郡司として関わる場であったと理

解することが可能である。制度的な職掌がなかったとしても、郡家周辺寺院は郡司の役割と関わって機能していた可能性が想定できるのである。

ここで、地方寺院の中心的な建立者であったと考えられる郡司層についての先行研究をみると、以前は国造に由来する伝統的支配権をもつ一、二の郡司氏族が郡司職を独占し、郡内を一元的に掌握してきたという見方が有力であった。しかし近年では、須原祥二氏により、八～九世紀の郡司は、郡によっては約十年という比較的短期間で交替していたことが指摘され、一郡内には複数の郡司候補者（郡司層）が実態として並立する多元的な社会であり、在地の秩序に応じて郡司職は持ち回り的に継承されていたとする見解が提起されている。[78] また平川南氏や森公章氏によって、郡司は郡内に郡家よりも下の出先機関を設置して、分散的な形で郡の統轄や郡務遂行にあたっていたことも明らかにされている。[79] 以上からすれば、郡内には複数の郡司層が存在し、協力しながら郡務を遂行していたことが想定される。以上の研究を踏まえ、近年磐下徹氏により、郡家周辺寺院については、郡司職分田が郡家遺跡と郡家周辺寺院に近接して存在する事例から、郡司を中心とした郡司層の結束・融和の場として存在したとする仮説が出されている。[80] また山中敏史氏も、評・郡衙周辺寺院の性格をめぐる議論の中で、一氏族の範囲を超えた複数氏族が族内的宗教活動をおこなえる場として存在し、広く在地社会に開かれた公共的な性格をもっていた可能性を指摘している。[81] 翻って本話において「同僚」が多磨寺に関与していたとみられることについても、多磨寺が郡司による結集の場として機能していた可能性を考えられるのではなかろうか。

以上、本章では、地方寺院における檀越氏族や、その他の関係諸氏族の関与の具体相について考察を加えた。地方寺院の造営に中心となる地方豪族は、必ずしも一氏族に限らず、多様な結集原理によって複数の氏族が関与する地方寺院が存在したことを指摘した。[82] さらに郡名寺院については、公的ではないが郡司としての関与があり得た可能性を指摘した。また諸氏族の関与については、これまで通説となってきた檀越の一族や擬制的同族関係氏族の「祖先信仰」の側面のみならず、多様な関与のあり方が存在した。そのような複数の氏族を包摂する論理として、地域社会の五穀豊穣などの現世利益を祈願する場や、各氏族や人々の祖霊信仰を内包する場としての性格を地方寺院は有していたと考えられよう。

四、地方寺院の住僧の存在形態

（一）地方寺院の住僧の二類型

本章では、地方寺院の住僧の出身氏族の側面から地方寺院の機能について考察を加えていくが、その前提として、そもそも地方豪族層から僧侶は輩出する意味とは、どのように考えられるのであろうか。先行研究によれば、川尻秋生氏は、地方寺院の僧侶は、出身地と中央の官大寺や国分寺などの大寺院と「交通」することで、法会などの仏教儀礼を在地に導入し、信者の追善意識や祖霊信仰を満足させるとともに、在地社会で知識結に勧誘し、勧農に関わる灌漑施設の修築などの土木事業に赴かせる役割をも果たしていたことを指摘している。[83]

それでは、出身地に寺院を建立していない、あるいは建立していても他の寺院に出身の僧侶を帰属させた氏族において、住僧を輩出する意義はどのように考えられるだろうか。吉田一彦氏は、日本古代には他者のために出家する事例が多くみられ、それは「仏菩薩の世界へのささげもの」という意味をもち、倭・日本の伝統的宗教観念である「ハラヘツモノ」にあたるのではないかと指摘し、それがやがて「亡き父母のため」「一門の菩提をとむらうため」に出家するという形態に定式化されたと指摘している。[84] そのように考えられるとすれば、他の寺院に居住し活動していたとしても、出家し仏教活動を行うこと自体が、出身氏族の祖霊追善と関わる可能性が高いと考えられる。おそらく各氏族にとっては、一族から出家者を輩出すること自体にも意味があった可能性が想定されよう。

地方寺院の住僧を考える手がかりとして、『日本霊異記』中七を見てみたい。本話は智光が出身氏族の寺院である鋤田寺において、盆供養と関わる盂蘭盆経、知識経として多数みえる大般若経、最も短編で身近な般若心経の注釈を作り、在地の「諸学生」のために「読伝」を行っていたという内容が見られる。[85] 永超撰『東域伝燈目録』（寛治八年（一〇九四）成立）に、智光著の『盂蘭盆経疏述義』・『大般若経疏』・『摩訶般若波羅密多心経述義』が見えることからも、説話内容には一定の信憑性があり、智光は寺院内部で教育をしていたことが推定されている。[86] ここから地方寺院に居住する官大寺僧などの僧侶が周辺地域の仏道者に地域社会で必要な仏教的知識の伝授をしていたことが窺えよう。以上から、地方寺院には、建立氏族出身の住僧とそれ以外の住僧の二類型が存

在したと考えられる。また有力な地方寺院においては、周辺諸氏族出身の僧侶が、盂蘭盆会や般若経典など地域社会で活用される経典についての仏教的知識や仏教儀礼を学び、それを出身氏族の祖霊信仰と関わる仏事などに活用していた可能性も想定されよう。

（二）西琳寺の住僧の存在形態

本節では西琳寺の住僧の存在形態から、地方寺院における住僧の意味を考えてみたい。まず表により、『文永注記』「天平十五年帳」にみえる西琳寺の住僧等をみていく。

「天平十五年帳」の冒頭には、「僧沙弥幷廿二口僧十六〈見在□之中二僧借住／四不知去三死〉」とあり、具体的な名が確認できるはこのうちの七僧に過ぎず、そのほかに僧九名・沙弥六名が居住し、また現住僧のうち二僧が「借住」であったことがわかる。また別に「客僧」や、将来僧侶になる可能性がある「堂童子」も居住していた。「客僧」の寄宿や「客僧房」の存在は、『観世音寺資財帳』（「客僧坊弐宇」）[87]や『書写山円教寺旧記』（「一、客僧可令寄宿事」）[88]でも確認できるほか、僧侶は必ずしも「本寺」に居住していない事例が多数みられることからも、[89]古代の僧侶の存在形態の一つと見なすことができる。

表の内容について、住僧の出身氏族を整理すると、①「野中古市人」を構成した氏族（文忌寸・金集史・津）、②河内国古市郡やその近在の地に拠点をもっていた可能性がある氏族（依網・県犬養連・高屋連、細川原椋人）、③それ以外の氏族（比志貴造）となるが、③の比志貴造については、加藤氏により「野中古市人」に属する百済系フミヒトである古志連の仲介・斡旋による可能性が推測されている。[90]住僧においても「野中古市人」であったことは重要な要素であったといえる。その一方で②の氏族は、檀越氏族等と異なる氏族グループであり、近在の氏族出身の住僧も多数存在したことがわかる。

ただし②のうち、『文永注記』「寺官事」には、「上座〈嘉祥三年已下帳多在天平十五年帳云上座僧神照〉」とあるように、天平十五年段階で、三綱の上座僧には檀越氏族以外の高屋連氏出身の神照が確認できる。高屋連氏は、『延喜式』神名帳の古市郡高屋神社を氏神社とし、『古事記』安閑記の「河内之古市高屋村」や『日本書紀』安閑二年十二月是月条の「旧市高屋丘陵」を本拠とした物部氏系の一族であることが指摘されており、その後十三世紀後半に至るまで一貫して西琳寺と深い関わりをもって

表．『西琳寺文永注記』所引「天平十五年帳」にみえる僧侶

僧名	年齢・臘次	本貫	受戒寺院・受戒年月日	備考
行会	年五十四・臘三十三	摂津国住吉郡大国里戸主津	飛鳥寺・戊申年（七〇八）四月二十八日	
願忠	年五十六・臘三十三	伊予国宇麻郡常里戸主金集史挨麿弟得麿	飛鳥寺・己酉年（七〇九）三月二十八日	
神耀	年三十五・臘十五	河内国古市郡下新居郷宮処里戸主文忌寸足閇戸口同郡麿男豊国	薬師寺・神亀三年（七二六）三月二十三日	不知去
智蔵	年五十一・臘十九	河内国丹比郡余戸郷余戸里戸主依網古渡男廣岡	薬師寺・養老六年（七二二）三月二十三日	不知去
延達	年三十五・臘十五	河内国古市郡尺度郷鴨里戸主県犬養連弓足姪乙麿	薬師寺・神亀四年（七二七）三月二十三日	不知去
弁教	年六十九・臘三十六	河内国古市郡細川原椋人廣麿戸口	大官大寺・大宝三年（七〇三）閏四月十五日	死闕
神照	年五十九・臘三十六	河内国古市郡尺度郷戸主高屋連家麿戸口高屋連土形	大官大寺・大宝三年（七〇三）閏四月十五日	死闕
永基	年五十三・臘十八	和泉監大鳥大村郷山田里戸主比志貴造牛手男廣田	薬師寺・養老五年（七二一）三月二十三日	死闕

いたことが指摘されている。[91] すなわち檀越とは記されていない氏族であっても、三綱として関与し西琳寺の経営に深い関わりがあった氏族も存在したのである。

なお、四名（表では三名）については「不知去」とあることから、他の寺院に移っていた可能性がある。鈴木慎一氏は、八・九世紀の国家にとって「本寺」は僧尼支配の末端機構として位置づけようとするものであったが、様々な要因により実際の居住寺院とは必ずしも一致しなかったことを指摘している。[92]「借住」の僧侶や「東西客房」にいたであろう「客僧」の存在も、そのような当該期の地方寺院における僧侶の交流を反映するものであろう。

そのような僧侶の交流と関わり、『文永注記』「寺官事」の「神護景雲二年記」等にみえる「大鎮僧等定」が注目される。先行研究により、等定は東大寺や大安寺に居住・遊学したとされ、延暦九年（七九〇）に律師となり、延暦十六年には大僧都となったこと、晩年には梵釈寺の検校を加えるように命じられたことなど、桓武天皇と強い繋がりをもっていたことや、梵釈寺一切経の整備に関与していたことが推測されている。[93] 等定が西琳寺に残した事蹟と関わる史料として、前述の「承安元年七月寺僧慶深〈常光房〉記」には、以下のようにある。

又云当寺西僧坊東第一房等定行人、至亀瀬山直峯箕輪之谷、遥見谷上、大師子・小師子並居。近而見之、大師子変翁、小師子成児。行人就翁乞児、還寺奉養後即帝位、即桓武天皇也。即召等定、成于僧都、講堂仏聖燈油之料、寄付長原郷田畠三十六町池一町云々。

伝承の内容は荒唐無稽であるが、等定が桓武との深い繋がりをもっていたため僧都となり、桓武は「講堂仏聖燈油之料」として「長原郷寺田畠三十六町池一町」を施入したとする。

また「天暦六年（九五二）九月二十三日寺牒云」として、次の内容がみられる。

右、此寺奉為志貴嶋天皇□（建立堂塔相伝）□□□□□、a柏原天皇奉顕毗盧遮那丈六仏

私曰、奉顕毗盧遮那仏者、崇重之意歟。b天平年中記、正載此像。延暦年中記云、朽損云々。

c若柏原御造立者、延暦以後、不経年序。何有朽損哉。定知不桓武造立也。

傍線aは、桓武が西琳寺に盧舎那仏を造像したとする伝承であるが、傍線b・cには「天平年中記」にも盧舎

那仏が見え、「延暦年中記」では「朽損」とあるため事実ではないとする内容が見られる。したがって、十世紀半ば以降に等定を介して桓武との繋がりを喧伝しようとする意図があったとみられるが、等定が桓武と深い関係があったことは史実であり、梵釈寺の伽藍や経蔵の整備の実績からすれば、等定が大鎮であった時期には伽藍などの整備があった可能性も考えられる。また等定は先行研究によれば、東大寺僧とする史料が多くあり、『東大寺要録』や『三国仏法伝通縁起』の記述から、華厳教学への傾倒があったと考えられている。[94] 東大寺や大安寺への居住・遊学は史実である可能性が高く、学問的にも中央の官大寺と西琳寺を繋ぐ役割をも果たしていた可能性がある。

等定のような中央の官大寺僧との交流については、依網氏出身の僧侶として智蔵がいることも注意される。『日本霊異記』中十一には、聖武天皇の時代に薬師寺の僧題恵禅師が紀伊国伊刀郡の狭屋寺に十一面観音悔過の導師として招かれているが、題恵は依網連氏出身であるために「依網禅師」と呼称されていたという。同族である智蔵とは生存時期とも重なると思われることから、交流があった可能性もある。前述の『日本霊異記』中七の智光が、出身氏族と関わる鋤田寺に居住し、学生に経疏を読伝した事例からも、官大寺僧の一時的な居住や住僧との繋がりも、地方寺院の学問的振興や中央の情報の伝播に重要な役割を果たしたであろう。

以上からすれば、西琳寺に居住した多様な諸氏族出身の僧侶は、出身氏族を媒介とした檀越氏族との関係が存在したことが想定される。また中央の官大寺や官大寺僧とのコネクションを有する住僧も存在するなど、地方寺院における住僧は多元的な関係の結節点としての意味をもっていたと考えられよう。

（三）地方寺院における檀越氏族以外の住僧の意味

本節では、地方寺院における檀越氏族以外の住僧の意味について考えていきたい。まず注目されるのは、群馬県高崎市の山ノ上碑（六八一年成立）にみえる「放光寺僧」の「長利僧」の事例である。[95] 以下に掲出しよう。

辛己歳集月三日記
佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此
新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児
長利僧母為記定文也　放光寺僧

放光寺は、一〇三〇年に作成された『上野国交替実録

帳』の定額寺項にみえ、近年、群馬県前橋市に所在する山王廃寺から「放光寺」銘のへら書き文字瓦が出土したことから、山王廃寺が放光寺であることが明らかとなった。造営氏族については、山王廃寺の創建時期の重なる終末期古墳である宝塔山古墳と蛇穴山古墳が北東約一キロに存在し石造技術が共通するとする見解もあることや、総社古墳群が当該時期の上野国で最大級の古墳群であることなどから、上毛野国造であった上毛野君であったと考えられている。[96] 一方の長利僧は、碑文から「佐野三家」の管掌者であった健守命を祖とする黒売刀自の子であり、上毛野君氏とは異なる氏族出身である。文章を永久的に固定させることを志向する石碑に「放光寺僧」と刻んだ事実は、長利僧とその一族にとって、その事実が重要であると考えられていたことを意味する。地域で最大の勢力を檀越とする放光寺に周辺氏族出身の僧侶が住することは、おそらく仏教を媒介として地域社会における氏族関係が構築されていたと想定することが可能であろう。

また地方寺院における檀越氏族と異なる氏族出身の住僧の意味を考える上で注目されるのが、鹿島神宮寺である。この寺は、『類聚三代格』巻三・天安三年（八五九）二月十六日太政官符によれば、天平勝宝年中に満願という僧侶と、元宮司従五位下中臣鹿嶋連大宗と大領中臣連千徳等によって建立され、その後承和四年（八三七）に定額寺に指定されており、郡司であった中臣系同族によって建立された鹿島郡の郡名寺院であった。同官符によれば神郡である鹿島郡では、郡司職から鹿島神宮の宮司・祢宜・祝等に至るまで中臣鹿嶋連氏によって独占されていた。中臣鹿嶋連氏は、『続日本紀』天平十八年（七四六）に中臣部二十烟と占部五烟が中臣鹿嶋連に賜姓された記事があることなど、郡内の他氏族を同族化していることからも、郡内に大きな影響力をもつ氏族であったことがうかがえる。創建期の鹿島神宮寺跡は、鹿島神宮の南東約一・八キロの台地上にあり、多量の焼土とともに塼が並べられた遺構が見つかっている。鹿島神宮境内の南約一・五キロには鹿島郡家跡である神野向遺跡があり、鹿島神宮寺からも西南一・五キロに位置していたことなど、[97] 鹿島神宮寺は郡家周辺寺院でもあったと考えられる。

注目されるのは『類聚三代格』巻二・嘉祥三年（八五〇）八月五日の太政官符である。

応三随レ闕度二補鹿嶋神宮司僧五人一事

右検二案内一、太政官去承和三年六月十五日下二治部省一符�、得二常陸国解一�、神宮司従八位大中臣朝臣広年解偈、去天平勝宝年中修行僧満願到二来此部一、為レ神発願始建二件寺一、奉レ写二大般若経六百巻一、図二画仏像一住持八箇年、神以感応、而満願去後年代已久、無レ人二住持一伽藍荒蕪、今部内民大部須弥麿等五人試二練読経一、良堪レ為レ僧、望請、特令三得度住二件寺一者、権中納言従三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉レ勅、依レ請者、今被二右大臣宣一偈、奉レ勅、件僧等若有レ闕者、国司并別当僧簡下定百姓之中堪レ為レ僧者上、随レ闕度補、但度縁戒牒一准二国分寺僧一、

本官符に引用される承和三年（八三六）六月十五日付官符をみると、天平勝宝年中に満願によって建立されたが、満願が去った後、長い間、住持する僧がなく伽藍は荒れ果てていたが、今「部内民」の「大部須弥麿等五人」を「試練」して「読経」させたところ僧侶になる資質があったので、彼らを得度させて寺に住まわせることを願い出ている。住僧が全くいなかったようにもみえるが、『類聚国史』天長二年（八二五）の記事には、常陸国人で右近衛将曹の従八位上勲八等中臣鹿嶋連貞忠が得度を願い許されており、鹿島神宮寺の住僧となっていたのであろう。

以上のように鹿島神宮寺では、郡内の他の氏族の出身者を住僧にすることを申請しているのである。おそらく須弥麿以外の四人も他の氏族の出身であったと思われる。満願が去って以後、どのように住僧の確保がなされていたのかは不明であるが、承和三年官符はあくまで翌年の定額寺昇格を前提にした申請であるとすれば、鹿島神宮寺ではそれ以前から郡内の諸氏族と仏教を通じた交流が存在し、郡内の他の氏族出身者を住僧にしていた可能性が高い。嘉祥三年官符には、僧に欠員が出た場合は、国司と別当僧が百姓の中から僧に相応しいものを選んで得度させることが定められている。すなわち、少なくとも十五年間にわたりこの運用が十全に機能し、郡内の百姓から住僧を補うシステムが成立したといえよう。鹿島神宮寺は中臣鹿嶋連氏・中臣連氏という特定氏族を檀越・別当とする郡名寺院であるが、そのような寺院であっても、郡内の諸氏族出身の僧侶を恒常的に取り込んでいたと考えられるのである。住僧の補充に際して行う「試練」は、実質的には別当僧が行うと考えられるため、中臣鹿嶋連等による他氏族に対する宗教的な優越をも意味

するだろう。また郡名寺院に郡内の他の氏族出身の住僧を取り込むことは、他の氏族の仏教信仰を内包していたことも想定できるとすれば、郡名寺院を中心とした地域の宗教秩序の維持・強化をはかることに繋がっていたのではないだろうか。

以上、地方寺院の住僧の存在形態について検討を加えた。住僧の存在形態は、檀越氏族よりも広範囲の出身氏族から構成されていたと考えられる。檀越氏族以外の出身の僧侶にとって、他氏族を檀越とする寺院に帰属するためには、檀越氏族と僧侶の出身氏族との間に融和的な関係が存在した可能性が高い。その関係のあり方には強弱があったと思われるが、神照や等定のように、檀越氏族でなくても深く寺院経営に関与した住僧が存在したことも留意される。古代の僧侶は出身氏族と強く結びつく存在であったことからも、地方寺院の住僧のあり方は、総じて地域社会の氏族関係や宗教秩序の構築と関わっていたと想定されるが、中央の官大寺僧も含めた居住寺院の移動、「借住」の僧侶・「客僧」の存在からも、地方寺院には僧侶を媒介とした中央―地方間や地域間の多元的な関係が重層して存在したことも事実であり、このような複雑な僧侶の存在形態についても更に検討する必要があろう。

おわりに

本稿では、先学の驥尾に附して、地方寺院の性格やその機能についての考察を行った。

論点は多岐にわたったが、要点は以下の通りである。第一に、地方寺院は国家側の史料からも、地方寺院側の史料からも、檀越となる氏族や関与する氏族が複数存在する事例を確認でき、檀越となる氏族以外にも、地方寺院には複数の地方豪族が様々な形態で関与していた事実を示した。

第二に、「氏寺」については、平安前期以降に主に国家側で用いられるようになった概念であり、平安初期の氏族制の再編や国家側の僧俗別当制の法整備と関わり、「氏人」とともに用いられるようになった可能性が高いと考えられる。したがって、通説の氏寺論についてはその概念も含めて再検討の余地があろう。

第三に、近年の議論では地方寺院の結集原理は、擬制的同祖関係・知識・地縁的関係による地域共同体といった概念で説明されてきたが、いずれもその内部構造や結合形態が不明瞭であり、地方寺院に地方豪族が関与した

具体相が不明確になってしまうという問題があった。そこで、これまでの研究史上、議論となってきた西琳寺の事例から、擬制的同祖関係に基づく「祖先信仰」以外にも、a.「野中古市人」を背景とする交流、b.仏教建立伝承の共有、c.氏族名を冠する堂舎の建立、d.住僧としての関与など、各氏族独自の歴史的背景から多様な結集原理や結合形態があり得たことを指摘した。

第四に、西琳寺以外の地方寺院の事例から、複数の氏族による伽藍造営、住僧としての関与に加え、田畠の施入による関与が多くみられることを指摘した。田畠の施入については、地域社会の五穀豊穣などの現世利益と関わる吉祥悔過・正月悔過や、祖霊追善・極楽往生などの来世願望と関わる盂蘭盆会・阿弥陀悔過・仏名会などの仏教儀礼と密接に結びついており、そのような仏教儀礼を媒介として、様々な形で関与する諸氏族の祖霊信仰を内包し、地方寺院が地域全体の利益と関わる機能を有することにより、総じて地域統合と関わる性格と機能を持つことになったと推測した。

第五に、郡名寺院や評・郡家周辺寺院においては、『日本霊異記』中九の「同僚」が郡司の大領による建立寺院に関与したと考えられることから、郡司層の結集と関わる機能を有していた可能性も合わせて指摘した。本稿では多磨寺を中心に論じたが、鹿島神宮寺や西琳寺（古市寺）も郡名寺院であり、浄水寺も郡司層の建立と考えられるとすれば郡名寺院や評・郡家周辺寺院であった可能性が高く、共通の社会的機能を有していた可能性があろう。

これまでの地方寺院の性格をめぐる議論では、氏寺か知識寺といった二者択一の議論であったが、本稿の考察からすれば、八世紀から九世紀初頭の地方寺院については、檀越である氏族のみならず、地域社会の様々な氏族が関与することが本質であり、地域社会における多様な機能という側面から位置づけ直される必要があるように思われる。本稿では触れることができなかったが、前述のように西琳寺は「古市寺」という通称をもち、古市郡の郡名寺院という側面もあった。そのような地方寺院の機能を関わり注目されるのは、『文永注記』「天平十五年帳」にみえる以下の記述である。

仏聖僧二千百五十六躯供米卅八石八斗八合〈日別二座躯別一升／八合之内粥料三合〉

〈仏御分宛堂童子料／聖僧御分乞者幷病人昼用〉

既に吉野秋二氏により指摘されているように、当該箇

所は天平十四年（七四二）作成の食用米算用の部分であり、天平十一年から十三年まで、おそらく食堂に安置された「聖僧」（賓頭盧尊者）に備えた米が、「乞者幷病人昼用」として計上され、毎日正午前後（「昼用」）に米の下行が実施されていたことを示すものである。[98] つまり西琳寺において、社会的弱者である「乞者」・「病人」が救済・扶養されていたのである。このような地域社会での社会的弱者の救済については、『東大寺諷誦文稿』にみえる法会の文例にも見られることから、郡レベルの地方寺院の法会でも行われていた可能性が高く、[99] このような社会的機能は、郡名寺院や評・郡家周辺寺院などの地方有力寺院が地域において果たすべき役割の一つであったと想定される。すなわち、地方寺院の性格は地域社会における諸機能と密接に関わって展開していたのであり、氏族の関与のあり方についても、何故、地域社会に地方寺院が必要とされたのかという観点からも検討していく必要があろう。本稿では、九世紀代には顕著となる地方寺院への院宮王臣家・国司等の関与の問題や、氏寺と氏神[100]の関係などの諸点には触れ得ず、論じ残した課題は多いが、ひとまず擱筆し、諸賢のご叱正を請う次第である。

註

（1）埋蔵文化財研究会編『第四二回埋蔵文化財研究集会資料集　古代寺院の出現とその背景』（一九九七年）など。
（2）三舟隆之『日本古代地方寺院の成立』（吉川弘文館、二〇〇三年）。竹内亮『日本古代の寺院と社会』（塙書房、二〇一六年）。
（3）菱田哲郎「古代日本における仏教の普及―仏法僧の交易をめぐって―」（『考古学研究』五二―三、二〇〇五年）。梶原義実『日本古代の寺院造営と景観』（吉川弘文館、二〇一七年）など。
（4）田村円澄「飛鳥仏教の歴史的評価」（『日本仏教史』一、法蔵館、一九八二年）。
（5）『国史大辞典』「氏寺」の項（田村圓澄氏執筆）。
（6）速水侑「氏寺の仏教」（『日本仏教史　古代』吉川弘文館、一九八六年）四九～五六頁。
（7）高取正男「古代民衆の宗教―八世紀における神仏習合の端緒―」（『民間信仰史の研究』法蔵館、一九八二年）。
（8）西口順子「九・十世紀における地方豪族の私寺」（『平安時代の寺院と民衆』法蔵館、二〇〇四年。初出一九六三年）。
（9）中井真孝『日本古代の仏教と民衆』（評論社、一九七三年）。同「共同体と仏教」（『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九一年）。
（10）中村英重「氏寺と氏神」（『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館、二〇〇四年。初出は、一九九五年）二八六頁。
（11）加藤謙吉「『西琳寺文永注記』について」（小林真由

美・北條勝貴・増尾伸一郎編『寺院縁起の古層　注釈と研究』法蔵館、二〇一五年）。栄原永遠男「興道寺廃寺の規模と関係氏族」（美浜市教育委員会編『ここまで分かった！　興道寺廃寺～興道寺廃寺をとりまく地域、風景、人々～』二〇一一年）。

(12) 前掲註(2)竹内著書。

(13) 三舟隆之「「既多寺知識経」と氏寺」（篠川賢編『日本古代の氏と系譜』雄山閣、二〇一九年）二五五頁。

(14) 三舟隆之「地方寺院の性格」（『日本古代の王権と寺院』名著出版、二〇一三年。初出は、二〇〇五年）三四四頁。

(15) 三舟隆之「「西琳寺縁起」と「知識」―西琳寺は「知識寺」に非ず―」（加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』雄山閣、二〇一八年）一七八頁。同「古代地方寺院研究の現状と諸問題」（『古代氏族と地方寺院』同成社、二〇二〇年）二六頁。

(16) 加藤謙吉『大和政権とフミヒト制』（吉川弘文館、二〇〇二年）。鈴木正信『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（東京堂出版、二〇一二年）。同『日本古代の氏族と系譜伝承』（吉川弘文館、二〇一七年）。

(17) 溝口優樹『日本古代の地域と社会統合』（吉川弘文館、二〇一五年）。

(18) 川尻秋生「日本古代における在地仏教の特質」（大金宣亮氏追悼論文集刊行会編『古代東国の考古学』慶友社、二〇〇五年）。

(19) 拙稿「地方寺院と村堂」（『シリーズ地域の古代日本東国と信越』角川選書、二〇二二年）。なお行論の都合上、註(19)拙稿と本稿の内容の一部には重なる部分があることを予めお断りしておきたい。

(20) 荒井秀規「奈良時代の定額寺制度について」（『日本宗教史研究年報』七、一九八六年）。三舟隆之「霊亀二年の寺院併合令について」（前掲註(2)著書、初出は一九八七年）。櫻井信也「『続日本紀』霊亀二年五月庚寅条の詔とその施行」（堅田修編『日本史における社会と宗教』晃洋書房、一九九一年）。同「『続日本紀』霊亀二年五月庚寅条の法令条文の基礎的考察」（『尋源』四一・四二合併号、一九九二年）。同「「寺院併合令」をめぐる二・三の問題」（角田文衛先生傘寿記念会編『古代世界の諸相』晃洋書房、一九九三年）。須田勉「寺院併合令と地方寺院の造営」（『日本古代の寺院・官衙造営―長屋王政権の国家構想―』吉川弘文館、二〇一三年）。

(21) 田中史生「七世紀の寺と「家」―「家産」の管理の側面からの考察―」（『国史学』一六九、一九九九年）。

(22) 山本潤「僧尼令三宝物条と三宝物の運用」（『龍谷史壇』一五一・一五二合併号、二〇二一年）。

(23) 前掲註(20)荒井論文。

(24) 前掲註(10)中村論文、五〇頁。

(25) 坂本太郎『六国史』（吉川弘文館、一九七〇年）。遠藤慶太『六国史―日本書紀に始まる古代の「正史」』（中公新書、二〇一六年）。

(26) 史料は、中田祝夫校注『日本霊異記』（新編日本古典文学全集十、小学館、一九九五年）による。以下同じ。

(27) 拙稿「『日本霊異記』の仏教施設と在地の仏教」(『古代国家仏教と在地社会―日本霊異記と東大寺諷誦文稿の研究―』吉川弘文館、二〇一六年。初出二〇〇二年)。

(28) 史料は、虎尾俊哉編『訳注日本史料　延喜式中』(集英社、二〇〇七年)による。

(29) 岡野浩二「氏寺統制と伽藍修造」(『平安時代の国家と寺院』塙書房、二〇〇九年)九五頁。氏は、次章で考察する西琳寺についても、複数の氏族を擅越としていたが、十世紀に俗別当が浄野宿禰氏・文宿禰氏となり、文氏のみが西琳寺の経営と管理を独占するようになったことを指摘されている(九六頁)。なお、延暦二年(七八三)の私寺建立禁止令以後は、定額寺に認定されることが新規寺院建立の条件となったことからすれば(荒井秀規「延暦二年、私寺建立禁止令について」『明治大学大学院紀要』二四―四、一九八七年)、これ以後の「諸寺」は基本的に定額寺であった可能性が高い。

(30) 加藤謙吉「「野中古市人」の実像」(前掲註(16)加藤著書所収。初出一九九七年)二八五頁。

(31) 前掲註(30)加藤論文、二九一頁。

(32) 前掲註(29)岡野論文、九六～九七頁。

(33) 前掲註(11)加藤論文所収の翻刻を使用した。「堂舎事」については、山路直充「『西琳寺文永注記』「堂舎事」の検討―「古代における河内国西琳寺の景観」への前提作業―」(藤澤一夫先生卒寿記念論文集刊行会編『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』二〇〇二年)も参照した。

(34) 井上光貞「王仁の後裔氏族と其の仏教」(『井上光貞著作集　第二巻』岩波書店、一九八六年。初出一九四三年)四二五～四二六頁。

(35) 前掲註(11)加藤論文。加藤謙吉『渡来氏族の謎』(祥伝社、二〇一七年)。

(36) 前掲註(34)井上論文、四三〇頁。

(37) 前掲註(11)加藤論文、三一五頁。

(38) 前掲註(34)井上論文、四二八～四三〇頁。

(39) 古代日本において地方寺院を知識で建立したとする確実な事例はみられない(拙稿「〈書評〉竹内亮著『日本古代の寺院と社会』」(『ヒストリア』二七一、二〇一八年)。

(40) 前掲註(34)井上論文、四一五頁。

(41) 前掲註(34)井上論文、四一五頁・四三一頁。

(42) 前掲註(30)加藤論文、二七八～九頁。

(43) 加藤謙吉「フミヒト系諸氏の出自」(前掲註(16)著書所収。初出一九九七年)二三八頁。

(44) 前掲註(30)加藤論文、二九五～六頁。

(45) 前掲註(30)加藤論文。

(46) 前掲註(30)加藤論文、二五七頁。

(47) 前掲註(11)加藤論文、二五九頁。

(48) 前掲註(11)加藤論文、二七五頁。

(49) 前掲註(11)加藤論文、三一七頁。

(50) 巨勢氏は大和国高市郡巨勢郷を本拠とし、清内氏については河内国志紀郡に居住していたことが指摘されており(前掲註(11)加藤論文、二七五頁)、彼らも独自の結合原理によって建立氏族に位置づけられたことが推察される。

(51) 史料は、『平安遺文』第二〇号及び、『多度町史　資料編―(考古・古代・中世)』(多度町教育委員会、二〇〇二年)を参照したほか、後掲註(53)鈴木実論文も参考にした。
(52) 佐久間竜「賢璟」(『日本古代僧伝の研究』吉川弘文館、一九八三年。初出一九六九年)。
(53) 鈴木実「奈良・平安初期における多度神宮寺の位相―「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳」願文にみる水の祭祀と王権―」(『続日本紀研究』四〇七、二〇一三年)。
(54) 前掲註(18)川尻論文、三七一～三七二頁。
(55) 近年では、栄原永遠男氏によって同様の言及がなされている(前掲註(11)論文)。
(56) 史料は『肥後国浄水寺古碑群』(熊本県豊野町教育委員会、二〇〇四年)による。
(57) 拙稿「古代の説法・法会と人々の信仰」(伊藤聡・佐藤文子編『日本宗教の信仰世界』〈日本宗教史五〉、吉川弘文館、二〇二〇年)。
(58) 板楠和子「浄水寺の歴史的背景」(国立歴史民俗博物館編『古代の碑』一九九七年)。
(59) 板楠和子「第七章　平安時代の宇土郡」(宇土市史編纂委員会編『新宇土市史　通史編第一巻　自然・原始・古代』二〇〇三年)。
(60) 史料は『肥後国浄水寺古碑群Ⅱ』(宇城市教育委員会、二〇一二年)による。
(61) 吉田一彦「御斎会の研究」(『日本古代社会と仏教』吉川弘文館、一九九五年。初出一九九三年)。
(62) 前掲註(61)吉田論文、一六四～一六五頁。
(63) 古市晃『日本古代王権の支配論理』(塙書房、二〇一三年)。
(64) 古瀬奈津子「盂蘭盆会について」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年。初出一九九四年)。
(65) 前掲註(57)拙稿、四五～四七頁。
(66) 前掲註(57)拙稿、五六頁。
(67) 『河内長野市史　第四巻　史料編一』(河内長野市役所、一九七二年)。
(68) 東野治之「信貴山寺資財宝物帳―翻刻と覚書―」(『橿原考古学研究所論集』十七、二〇一八年)。
(69) 前掲註(18)川尻論文。
(70) 深澤靖之「国府のなかの多磨寺と多磨郡家」(『国史学』一五六、一九九五年)。
(71) 『日本国語大辞典』第二版。
(72) 益田勝実「多磨寺の壇越」(『古典文学全集付録八』筑摩書房、一九六〇年)。
(73) 山中敏史「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題―氏寺論の再検討―」(独立行政法人文化財研究所・奈良文化財研究所『地方官衙と寺院―郡衙周辺寺院を中心として―』二〇〇五年)。
(74) 川尻秋生「寺院と知識」(『列島の古代史三　社会集団と政治組織』岩波書店、二〇〇六年)。
(75) 須原祥二「郡司層と地方寺院」(独立行政法人文化財研究所・奈良文化財研究所『地方官衙と寺院―郡衙周辺寺院を中心として―』二〇〇五年)。

(76) 三舟隆之「「郡衙周辺寺院」説批判」(『日本古代の王権と寺院』名著出版、二〇一三年)。
(77) 荒井秀規「評家と白鳳寺院」(佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、二〇一七年)。
(78) 須原祥二「八世紀の郡司制度と在地―その運用実態をめぐって―」(『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館、二〇一一年。初出一九九六年)。
(79) 平川南「木簡と律令文書行政」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年)。森公章『地方木簡と郡家の機構』(同成社、二〇〇九年)。
(80) 磐下徹「郡司層小論」(『日本古代の郡司と天皇』吉川弘文館、二〇一六年)。
(81) 山中敏史「郡衙周辺寺院の性格と役割」(奈良文化財研究所編『郡衙周辺寺院の研究―因幡国気多郡衙と周辺寺院の分析を中心に―』二〇〇六年)一三三頁。
(82) その他の事例としては、播磨国既多寺知識経がある。三舟隆之氏は、先行研究により知識経から析出された、複数の氏族から構成される四つの「地域小集団」と、播磨国賀茂郡の古代寺院跡が関わる可能性を指摘している(同「「既多寺知識経」と氏寺」篠川賢編『日本古代の氏と系譜』雄山閣、二〇一八年)。この指摘が認められるとすれば、播磨国賀茂郡の古代寺院には複数の氏族が関与していたことになろう。
(83) 前掲註(18)川尻論文。
(84) 吉田一彦「僧尼と古代人」(前掲註(61)吉田著書所収。初出一九九一年)二六〇～二六五頁。
(85) 拙稿「古代村落の「堂」研究の現状と課題」(『民衆史研究』九三、二〇一七年)。
(86) 井上光貞「東域伝燈目録より見たる奈良時代僧侶の学問」(前掲註(34)井上著書所収。初出一九四八年)二五八頁。
(87) 『観世音寺資財帳』(延喜五年)(『大日本史料』一―五八九)。
(88) 『書写山円教寺旧記』(『大日本史料』二―三一)。
(89) 鈴木慎一「八・九世紀の「本寺」について」(『寺院史研究』三号、一九九三年)。
(90) 前掲註(11)加藤論文、二九二頁。
(91) 前掲註(11)加藤論文、二九一頁。
(92) 前掲註(89)鈴木慎一論文。
(93) 西口順子「梵釈寺と等定」(前掲註(8)西口著書所収。初出一九七九年)。佐久間竜「等定」(前掲註(52)佐久間著書所収。初出一九七二年)。牧伸行氏は、等定と東大寺との関係を否定している(「等定と東大寺」『日本古代の僧侶と寺院』法蔵館、二〇一一年。初出一九九六年)。
(94) 前掲註(93)の諸論文。
(95) 史料は、小倉慈司・三上喜孝編『古代日本と朝鮮の石碑文化』(国立歴史民俗博物館研究叢書四、朝倉書店、二〇一八年)による。
(96) 川尻秋生『坂東の成立　飛鳥・奈良時代』(〈古代の東国②〉吉川弘文館、二〇一七年)など。
(97) 上高津貝塚ふるさと歴史の広場編『神の寺・山の寺・里の寺―古代仏教信仰の広がり―』(〈第十五回特別展図

録）二〇一〇年）。

(98) 吉野秋二「非人身分成立の歴史的前提」（『日本古代社会編成の研究』塙書房、二〇一〇年）八六頁。

(99) 拙稿「『東大寺諷誦文稿』の再検討―病者（障害者）・路辺遺棄者・貧窮者等を中心として―」（『日本仏教綜合研究』一八、二〇二〇年）。

(100) 氏神が八世紀後半から九世紀前半に変質したことについては、義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）、宮崎健司「「氏神」の形成とその背景」（『大谷大学大学院研究紀要』四、一九八七年）を参照。

［付記］
本研究は、JSPS科研費19K13342、19H00540、21K18338及び慶應義塾大学学事振興資金による成果の一部である。